

令和3年9月2日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和3年9月2日（木曜日）

出席委員（5名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 平吹俊雄君

委員 鈴木宏通君

福田淑子君

千葉一男君

欠席委員（1名）

吉田眞悦君

委員外議員 我妻 薫君

議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐藤 俊幸君

企画財政課長 佐野 仁君

議会事務局職員出席者

事務局長 今野 正祐君

事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂君

令和3年9月2日（木曜日） 午前9時30分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会9月会議について

1) 議案等について

行政報告 3 件

報告 3 件

議案 10 件 (補正予算 2 件、その他 2 件)

認定 6 件

2) 議員派遣について

3) 一般質問の発言順序について 8 人

4) 会議の期間及び議事日程について

期間 9 月 7 日 (火) ~ 27 日 (月) 21 日間 (別紙のとおり)

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

○委員長（村松秀雄君） では、ただいまから議会運営委員会を開きます。

どうもお疲れさまでございます。昨日の雨模様と違って、今日はからっと晴れております。9月の議会もこういう気持ちで臨みたいと思いますので、本日の議会運営委員会よろしく願いたいと思います。

当委員会5名出席でありますので、委員会は成立しております。

なお吉田眞悦委員、身内の御不幸のため欠席との申出がありましたので、5名でございます。また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速、3番の議長からの諮問、美里町議会9月会議についてということで、1) 議案等について、執行部から説明をお願いしたいと思います。本日は、総務課長さんと企画財政課長さんに御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

また、議案説明始まる前なのですが、議案第25号及び決算認定でございますが、認定1号から6号までは議運のところでは説明を求めないということにいたしたいと思うんですが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

では、そういうことで執行部のほうからの説明をお願いいたします。総務課長、どうぞ。

○総務課長（佐藤俊幸君） おはようございます。9月会議、よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。失礼します。

まず、行政報告からまいります。行政報告3件でございます。

まず1つ目でございますが、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、「教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」と規定されております。当日、教育長のほうから内容について御報告を申し上げるものでございます。

○委員長（村松秀雄君） これについては、さきの全協で一応教育委員会のほうから説明がありました。これについてはいろいろ質疑もございましたので、これについてはこのままといたしたいと思います。

次は災害に関する協定、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 2点目でございますが、災害に関する協定の締結についてでございます。

令和3年8月4日に、「三協フロンティア株式会社」仙台支店と災害時における物資供給に関する協定を締結いたしました。内容につきまして、当日町長のほうから御報告申し上げるものでございます。

○委員長（村松秀雄君） 「三協フロンティア株式会社」ですね。

じゃあ次、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 3点目の行政報告でございますが、美里町産小麦「夏黄金（なつこがね）」学校給食用パンの供給に関する協定の締結についてでございます。新みやぎ農業協同組合みどりの地区本部、美里町及び美里町教育委員会は、美里町産小麦「夏黄金（なつこがね）」学校給食用パンの供給に関する協定を締結いたしました。詳細につきまして、当日町長からご報告いたすものでございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

ただいま説明ありました災害による協定と夏黄金のパンですね。これに対して、何かありますでしょうか。ございませんか。（「はい」の声あり）

なければ、次お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、ここから議案書のほうになります。

議案書1ページでございます。資料編も1ページを御覧ください。

報告第14号専決処分報告について（専決第7号）損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

令和3年6月23日午後6時50分頃、北浦字神明53番地2地先、町道北浦南線を走行していた大崎市在住の男性が運転する自動車が、反対車線を走行する車両とすれ違うため路肩側に寄った際に、路面と路肩に生じていた段差によって車両左側・前輪のタイヤを破損いたしました。当該箇所につきましては、直ちに現場状況を確認し、再度被害が発生しないよう段差を復旧いたしました。

この物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により別添のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたすものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 損害賠償の額の専決でございます。これについて、何かございますでしょうか。

総務課長さん、すみません。これ、左側ということは1本で2万7,000円ということですね、タイヤ1本の価格が。

○総務課長（佐藤俊幸君）　そうです。扁平率が高いタイヤっていう少し値段の張るタイヤのようで、割合は5対5ということで、夜間ということで車両のほうもちょっと気づきにくかったという点考慮して、保険屋のほうから5対5ということで和解をさせていただいたということでございます。

○委員長（村松秀雄君）　ほか、ございませんか。

なければ次、15号にいきますけれども、よろしいですか。じゃあ、企画財政課長さん。

○企画財政課長（佐野 仁君）　おはようございます。本会議につきましても、よろしく御指導のほうをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

報告第15号令和2年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について御説明申し上げます。議案書につきましては3ページ、資料編につきましては2ページでございます。

令和2年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は7.5%、将来負担比率は26.5%でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　報告第15号につきましては、一般会計等における実質赤字比率の数値でございます。資料2ページには、令和元年度よりは令和2年度がよくなっているということでございます。これについて、何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、報告16号のほうお願いいたします。

○企画財政課長（佐野 仁君）　続きまして、報告第16号令和2年度の公営企業に係る特別会計における資金不足比率について御説明申し上げます。議案書につきましては4ページ、資料編につきましては3ページでございます。

令和2年度の水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計における資金不足比率はございません。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　ありがとうございます。

公営企業に係る資金不足比率の報告でございますが、これは心配ないということでございますが、何かございますでしょうか。

ないようでございますね。なければ次、16号お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、議案第16号でございます。議案書は5ページ、資料編は4ページからでございます。

美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、合併後15年が経過し、改めて議会議員の報酬等につきまして県内町村の状況を踏まえ、また議会活性化調査特別委員会において検討された議会を取り巻く情勢を考慮しその額の妥当性について検討した結果、議員報酬の額等を改めたいことから、美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の所要の改正を行うものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、施行日につきましては令和4年10月1日といたしました。

詳細につきましては、当日私のほうから御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 16号議会議員の報酬、費用弁償、期末手当に関する一部を改正する条例でございます。これについて、何かございますでしょうか。金額等につきましては、当日詳しい説明を総務課長のほうからするというところでございますので。ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、次にまいります。議案第17号でございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、議案第17号美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。議案書は6ページ、資料編も6ページを御覧ください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和3年8月2日に公布され、同日から施行されました。改正によりまして、保育所等の事業者が作成・保存する記録及び保育所等と保護者との手続に係る文書等で、書面などによることが規定または想定されているものについて、電磁的記録による対応を可能とする規定が追加されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども家庭課長から当日御説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

大分文章では、こっちの条例のほうではなかなか難しいんですけども、資料のほうの概要ですね。1番、2番、これ電磁的方法ということは、オンラインでできるということでございますよね。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 主にそうですね、メールでのやり取りとかを想定したものとなっております。

○委員長（村松秀雄君） これについて何かございますでしょうか。鈴木委員。

○委員（鈴木宏通君） 議案書のほうの、今説明ありました6ページのかぎ括弧があります5行目第3節、そして第4章補足第53条、かぎ括弧いきなり飛んでいますね。これ「改める」がどこに当たるのか、これだけちょっと確認させていただきたい。

○委員長（村松秀雄君） 42号の行ね、42号第1項第3号中かぎ括弧「ご」の後ね。

○委員（鈴木宏通君） そうそう、4行目から5行目に「に改める」が、どこにあるかということなんですが。

○委員長（村松秀雄君） もともと「美里町特定教育」から数えて7行目かな、6行目の第3節の前にスペースとかぎ括弧スペースがあります。その下のかぎ括弧の第4章補足のところにかぎ括弧きて、上に「改める」となっているんで、この辺の文の整理をお願いしたいということですね。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 資料編の7ページの新旧対照表を御覧いただきます。

現行の第3節下線を引いてある部分と、それから下のスペース、これは右側改正案で第4章補足（第53条）のところまでですね。ガボッと改めるということです。

○委員長（村松秀雄君） 休憩いたします。

午前9時47分 休憩

午前9時57分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

先ほどの鈴木委員の質疑につきましては、法制執務の関係上文例があるということで、このような表記になったということでございます。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では17号について、ほかございますでしょうか。（「なし」の声あり）ないようでございます。

次に、18号は一般会計補正予算になります。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きますして、議案第18号令和3年度美里町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。議案書につきましては9ページから、資料編につきましては15ページからになります。

まず、議案書の10ページお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,893万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,446万2,000円といたしております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

初めに歳出でございます。

議案書の27ページ、28ページ、お開き願います。27、28でございます。

2款総務費に1億3,472万9,000円追加いたしました。1項総務管理費の財産管理費に減債基金積立金3,667万円、公共施設整備基金積立金1億円それぞれ追加し、まちづくり推進費でまちづくり人材育成基金運営委員会補助金312万5,000円減額し、新型コロナウイルス感染症対策費にその他消耗品280万7,000円追加いたしました。

次のページ、29ページ、30ページお開き願います。

3款民生費に544万6,000円追加いたしました。

1項社会福祉費の高齢者福祉費で敬老事業578万7,000円減額いたしました。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、敬老式の開催を中止することとしたことによるものでございます。

次のページ、31ページ、32ページお開き願います。

2項児童福祉費の新型コロナウイルス感染症対策費に新規にひとり親家庭支援商品券支給事業を設け、ひとり親家庭支援商品券発行等業務委託料297万円追加いたしました。

6款農林水産業費に616万5,000円追加いたしました。1項農業費の農業振興費に新規に北浦梨等凍霜害緊急支援事業を設け、次のページ、33ページ、34ページの上段を御覧ください。北浦梨等凍霜害緊急支援補助金360万円、農地費に基幹水利施設管理事業負担金223万2,000円それぞれ追加いたしました。

8款土木費に133万5,000円追加いたしました。4項都市計画費の公園費で、公園施設改修設計業務委託料325万円減額し、公園施設改修等工事請負費330万円追加いたしました。

次のページ、35ページ、36ページお開き願います。上段でございます。

5項住宅費の住宅構造改革事業費に木造住宅耐震改修工事補助金100万円追加いたしました。

10款教育費に2,130万2,000円追加いたしました。

次のページ、37ページ、38ページお願いします。

2項小学校費の新型コロナウイルス感染症対策費に、小学校感染症対策事業757万6,000円追加いたしました。

3項中学校費の新型コロナウイルス感染症対策費に、中学校感染症対策事業416万5,000円追加いたしました。

次のページ、39ページ、40ページお願いいたします。

4項幼稚園費の新型コロナウイルス感染症対策費に、幼稚園感染症対策事業250万円追加いたしました。

6項保健体育費の新型コロナウイルス感染症対策費に学校給食費負担軽減補助金463万8,000円追加いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

21ページ、22ページまでお戻り願います。21、22でございます。

10款地方交付税に1億8,366万9,000円追加いたしました。1項地方交付税に普通交付税1億8,366万9,000円追加いたしました。

14款国庫支出金に4,876万円追加いたしました。2項国庫補助金の総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,274万9,000円、民生費国庫補助金に保育対策総合支援事業補助金145万円、それぞれ追加いたしました。

15款県支出金に1,664万3,000円追加いたしました。2項県補助金の民生費県補助金にひとり親家庭支援市町村補助金220万円、次のページ23ページ、24ページお願いします。教育費県補助金にみやぎ子どもの心ケアハウス事業補助金601万6,000円、それぞれ追加いたしました。

3項県委託金の教育費県委託金にスクールソーシャルワーカー活用事業委託金315万9,000円追加いたしました。

18款繰入金で1,143万4,000円減額いたしました。1項特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金に1,731万4,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金で2,013万6,000円、まちづくり人材育成基金繰入金で312万5,000円、福祉基金繰入金で578万7,000円それぞれ減額いたしました。

次のページ、25ページ、26ページお願いします。

21款町債で6,811万6,000円減額いたしました。1項町債の臨時財政対策債で7,081万6,000円減額し、土木債に道路橋りょう債240万円、教育債に社会教育債30万円、それぞれ追加いたしました。

議案書15ページにお戻り願います。15ページでございます。

予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、農林業災害対策資金利子補給補助金及び指定管理料（文化会館）について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

隣のページ、16ページ御覧願います。

予算本文第3条地方債の補正につきましては、臨時財政対策債をはじめ4件について限度額を変更するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

一般会計の補正予算でございました。これについては、何かございますでしょうか。新規事業については、資料にひとり親支援の商品券と北浦梨凍霜害というふうに資料に添付しております。

財政課長さん、すみません。町の全体として、行事がほぼ中止になっております。それで、今回も敬老式の事業を落しておるんですけども、ほかにこういった補正するタイミングですよ。これについては、例えば「ひとめぼれマラソン」11月3日なんですけど、これについてはまだ先なので「そういう先のはまだ出していません」と。本当に直近でもうできないなというもの、今度9月会議の直近においてできないものだけ計上しているという考え方でよろしいんですよ。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） お答えいたします。

今回、コロナの感染拡大に伴いまして町の行事中止したもの、今おっしゃったように敬老式だったり交通安全町民大会だったり、あと大きなものとしてはまちづくり人材育成事業ということで、ウイノナ市の派遣だったり長崎市の派遣だったり、こちらのほうの中止に伴ったものを減額させていただいております。今お話ありました「ひとめぼれマラソン」につきましては、実行委員会形式で補助金として現在町のほうで概算払いで支出しておりまして、中止に至るまでの事務的な経費、こちら精算がまだ終わっていないということでしたので、それが終了し次第補助金の額が決定し次第、補正予算のほうに計上させていただきたいということで進めておるところでございます。

○委員長（村松秀雄君） 分かりました。

ほかございますでしょうか。中身については、じゃあ議会のほうでお願いいたしたいと思

ます。

では次、19号介護保険の補正予算でございます。お願いします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第19号令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。議案書については41ページから、資料編につきましては18ページでございます。

まず議案書42ページ、お開き願います。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,289万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億669万5,000円といたしました。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。議案書の53ページ、54ページをお願いいたします。53、54でございます。

3款基金積立金に487万6,000円追加いたしました。1項基金積立金の介護給付費準備基金積立金487万6,000円追加いたしました。

6款諸支出金に5,801万7,000円追加いたしました。1項還付金及び還付加算金の償還金に国庫支出金等過年度分返還金4,070万2,000円、3項繰出金の他会計繰出金に一般会計繰出金1,731万5,000円、それぞれ追加いたしました。

続いて、歳入でございます。前のページ、51ページ、52ページにお戻り願います。

8款繰越金に6,289万3,000円追加いたしました。1項繰越金の繰越金に繰越金6,289万3,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願います。

○委員長（村松秀雄君） 介護保険について、何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）
よろしいですね。

では次、20号水道事業会計補正予算をお願いいたします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続いて、議案第20号令和3年度美里町水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

まず第2条、予算第3条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。議案書の58ページ、59ページ、お願いいたします。

1款水道事業費用に5,796万3,000円追加いたしました。3項特別損失の3目その他特別損失に5,796万3,000円追加いたしました。これは、美里町柿ノ木平配水場の管理用道路の一部が私有地であったことから、新たな管理用道路の整備及び配水管移設工事を行う必要が生じたためでございます。これらにより、収益的支出合計を7億7,377万1,000円といたしております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長、今最後「7億7,300万円」って言ったよね。これ、今までのやつだよ。

○企画財政課長（佐野 仁君） すみません、間違いました。8億円ですね、すみません。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 申し訳ございません。先ほど収益的支出合計を7億7,377万1,000円と申し上げましたが、こちらは8億3,173万4,000円の誤りでございましたので、申し訳ございません。訂正お願いいたしました。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

水道事業会計について、柿ノ木平の工事ですね、私有地水道管。これも全協で説明がありました。これについて、何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、次にまいります。21号の財産の取得についてということで、新中学校建設用地の取得ですね。総務課長、お願いいたしました。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、議案第21号でございます。議案書は60ページ、資料編が20ページからになります。

令和7年4月の開校を目指し進めております新中学校建設事業につきまして、学校建設用地の土地所有者8名と土地の売買仮契約を締結いたしました。売買仮契約を締結した土地は、美里町字新峯山8番1ほか8筆で、面積が合計3万8,515平方メートル、金額が合計9,243万6,000円であります。

地方自治法第96条第1項第8号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長から当日御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これも全協でやりましたけれども、資料については所在地と面積等の位置図ですね、これだけでございます。先ほど9筆・8名ということでございますので、これについては確認するところでございますでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 今建設課長から説明という話でしたけれども、これは建設課が担当するというのでいいんですか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 土地の取得・造成等につきましては、建設課のほうで進めております。

○委員長（村松秀雄君） 取得と造成ね、分かりました。ということです。

ほか、ございますでしょうか。（「ありません」の声あり）

では、なければ次にまいります。22号の文化会館の指定管理者の指定についてでございます。
総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 次は、議案第22号でございます。議案書が61ページ、資料編が22ページでございます。それから、資料編につきましては黄色い仕切りがございます。その後ろにも資料、分厚いものがございますが添付させていただいております。

議案第22号は、美里町文化会館の指定管理者の指定についてでございます。

美里町文化会館の指定管理者につきましては、現在指定期間を令和4年3月31日までとし、特定非営利活動法人美里町文化振興事業団を指定しております。指定管理者候補者の選定に当たりましては、美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項の規定に基づき公募による選定とし、佐々木秀之宮城大学准教授を会長とします美里町指定管理者候補者選定委員会に諮問をし、令和3年8月12日付で答申を受けたところでございます。

町といたしましては、当委員会の答申を踏まえ、特定非営利活動法人美里町文化振興事業団を美里町文化会館の指定管理者として指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項、及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の規定によりまして、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

なお当日でございますが、選定経過につきましては総務課長の私から、基本協定書の内容等につきましてまちづくり推進課長から御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

5年間ということで、資料についてはまた最後のほうカラーで載っているということで、提案書を見ていただきたいというふうに思います。これについて何かありますでしょうか。

なければ次にまいります。よろしいですか。

では、議案第23号大崎広域事務組合の規約の変更ということでございます。総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、議案第23号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてでございます。議案書は62ページ、資料編につきましては23ページからでございます。

大崎地域広域行政事務組合の関係市町の負担金のうち、一般廃棄物処理施設に関する衛生費負担金について、組合統合前に借入れした施設の起債償還及び地方交付税算入が令和3年度で全て終了するため、負担金の区分等を改正するものであります。また、大崎地域広域行政事務

組合「大崎ふるさとづくり基金」の一部を取崩しまして、新たに仮称ではございますが「大崎広域新斎場整備基金」を創設するため、関係市町からの出資金の額を改正するものでございます。

詳細につきましては、当日私のほうから御説明を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

これも、全協で説明ありました。斎場の設立のために基金の造成ということと、従来のふるさと基金の共通部分だけ、9億円を取り崩すというか廃止してそちらに替えるということですよ。

ただ、これ総務課長、廃棄物のほうについては新たに説明ですよ。この間全協ではなかった部分ですよ。

○総務課長（佐藤俊幸君） そうですね。前回全員協議会で御説明させていただきましたのは、権利の放棄という部分について。次の議案になってございますが、その部分で御説明させていただきました。今回この権利の放棄のほか、大崎広域のほうで今後規約の変更を行うということで、あらかじめ関係市町の部分で確認をお願いしたいという部分ですけれども、前回お話ししました基金のほか、今回大崎広域の規約を改正する内容につきましては、基金のほか、衛生費負担金の令和3年度で償還が終了する、新旧対照表の24ページ、25ページになりますか、25ページのほうをちょっと御覧いただいて、この左の欄の真ん中ら辺に「六の国」とか「大崎広域中央クリーンセンター」「大崎広域東部クリーンセンター」、これらが令和3年度で償還が終了するというので、これを右のほうに一本化するということで規約の改正を行いたいということでございます。

○委員長（村松秀雄君） 分かりました。詳しくは、中でお尋ねしたいと思いますので。

ほか、ありますでしょうか。

ないようでございますので、議案第24号権利の放棄についてお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） すみません、議案第24号の議案書にちょっと誤りがございまして、そのところちょっと休憩を頂戴して、まず議員の皆様にご覧いただきまして、正誤表のほうをちょっとお示しさせていただきます。どこかと申し上げますと、議案書の66ページの1・2・3とあるところの1放棄する権利の内容、ここの本町の出資金総額「186,482円」となっていますがこれ「千円」、「186,482千円のうち」ということで「千」が抜けてございまして、大変申し訳ございません。こちらの部分、ちょっと今正誤表のほう作成しまして、あとお示ししまして、

あと取扱いについて御協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。すみません、よろしくお願ひします。

- 委員長（村松秀雄君） ただいま、総務課長から議案24号について字句の欠落があったということの申出がありましたので、休憩を取ります。

午前10時25分 休憩

午前10時33分 再開

- 委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ただいまお手元に総務課より正誤表の配付がございました。先ほど「186,482円」という議案の表記でございました。単位が欠落したということで、「千円」の間違いであるということの正誤表がありました。これについて、処理の仕方などでございますが、どういった訂正の処理をいたしましょうか。総務課長。

- 総務課長（佐藤俊幸君） もしよろしければ、ページごと1枚差し替えという方法を取らせていただければというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

- 委員長（村松秀雄君） シールでなくて、1ページ全て交換ということ、差し替えということですね。という申出がございましたけれども、このように処理してよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、1ページ丸ごと差し替えということにいたします。

そのタイミングなどでございますが、一般質問に1日、多分人数からしますと2日以上かかるのかなというふうに思いますが、御提案でございます。初日に各議員に局長のほうからアナウンスをしていただいて、2日目の朝議案書を持ってきていただき、始まる前に差し替えるといったタイミングではいかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのようにいたしますので、総務課長さんよろしく対応のほうお願ひいたします。

あとは、これについてございますでしょうか。ただいま24号権利の放棄について、ほかございませんでしょうか。

では、ないようでございますので、議案25号の水道事業会計未処分利益余剰金の処分及び決算認定でございます。これについては先ほど申し上げましたので、この後決算認定になりますので、決算のほうで審議をお願ひしたいということで確認を取っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上で議案のほうは終わりましたけれども、全体を通して何かございますでしょうか。

ないようでございますので、議案等につきましては以上といたします。執行部の皆さん、お

疲れさまでございました。ありがとうございます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時36分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

次に、2）議員派遣についてに入ります。今野局長より説明をいただきます。

○事務局長（今野正祐君） それでは、議員派遣について私のほうから御説明申し上げます。

今年の県北地方町議会議員研修会、こちらの開催御案内が8月24日付で届いております。昨年は、美里町が議長会の当番町ということで開催しておりますが、今年は色麻町が県北議長会の担当ということで、会場は色麻町の農村環境改善センターというところで、10月5日（火曜日）午後1時30分から、現在の予定ではこれは「地方議会総合研究所」の廣瀬和彦氏を講師に招いて研修会をするという内容で届いております。

それで、今回のこちらの研修会に議員の皆さんで参加するというような内容で、9月会議に上程したいというふうに考えております。ただ、今般コロナの状況がちょっと心配になっております。まだ皆様にはお手元に届いていないかもしれませんが、9月20日の大崎広域の部分につきまして、全体会の中止ということの連絡も入っております。それで、議員の皆様の方には個別に中止のお知らせは配付するということでしたけれども、万が一現在宮城県下に緊急事態宣言が発令されておりますがその延長とか、そして緊急事態宣言が終わってもまん延防止等重点措置に切り替わったりといった場合、こちらの研修会もどうなるか事務局のほうで多分また検討になるかというふうに思います。

まず、一応こちらの上程については日程の最終日かなというふうに考えておりますが、それまでにやはり実施の方向がこのままやるということであれば、そのまま上程させていただきたいというふうに思いますが、万が一やはり最終日までにやはりちょっと開催が無理だということになれば、上程はちょっと見送りさせていただきたいなというふうに考えておりますが、そちらちょっと2通りの手法になりますが、その辺のところちょっと御協議をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（村松秀雄君） ただいま局長から、10月5日県北地方議長会主催の研修会ということで御案内がりましたが、現在コロナ非常事態宣言中であり、大崎地域広域行政事務組合の研

修会も中止ということで、先行きはどうか分かりませんが、取りあえず今のところ10月5日のために議会のほうでの連絡は行くと。後は、追って中止か継続かの連絡が来るのでそのときに対応するというので、取りあえずとは言いませんけれども、初めに10月5日の御案内のとおり研修会の予定を皆さんに伺うという形で議事日程のほうに組み込むということでございます。この考えでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）じゃあ、そのように対応させていただきます。

次に、3)番の一般質問発言順序についてでございます。今回は、8名の方から出されております。抽選につきましては、従来どおり副委員長、お願いを申し上げます。

○事務局長（今野正祐君） それでは、準備いたします。

それでは、提出順に抽選させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず提出番号1番、7番の佐野善弘議員の順番が4番。佐野善弘議員、4番です。

次は、村松秀雄議員です。村松秀雄議員、3番です。

次は、前原吉宏議員です。前原吉宏議員、6番です。

次は、山岸三男議員です。山岸三男議員、5番です。

続きまして、手島牧世議員です。手島牧世議員、7番です。

続いて、吉田二郎議員です。吉田二郎議員、2番です。

次が、福田淑子議員です。福田淑子議員、1番です。

そうしますと、必然的に宏通議員は8番ですが。鈴木宏通議員、8番です。

それでは、最初から確認のほう、よろしく願いします。

○委員長（村松秀雄君） ただいま、一般質問の発言順序抽選結果が出ました。確認を申し上げます。1番目、福田議員。2番目、吉田二郎議員。3番目、村松秀雄議員。4番目、佐野善弘議員。5番目、山岸三男議員。6番目、前原吉宏議員。7番目、手島牧世議員。8番目、鈴木宏通議員でございます。

以上でございます。間違いございませんね。

じゃあ、一般質問の発言順序については以上といたします。

次に4)番、会議の期間及び議事日程についてに入ります。

お手元の資料を見ていただきたいと思います。会議の一応案でございますが、会議の期間及び審議の予定表ということで、2枚ほど配付させていただいております。第1日目は9月7日でございます。最終的には、この予定表27日までということで21日間、土日含めて21日間とし

ておりますが、この流れについて事務局長のほうから補足説明のほうをお願いしたいと思えます。

○事務局長（今野正祐君） それでは、お配りいたしました審議の予定表、こちらのほうで御説明をさせていただきたいというふうに思います。

今委員長のほうからもお話しありましたが、今年の初日につきましては9月7日、昨年と比較しますと昨年が9月1日でしたので、ほぼほぼちょっと1週間遅いというふうな日程になります。それで、最終日が9月27日（月曜日）を予定したいというふうに考えています。

予定なんですけれども、一応9月7日・8日・9日、第1日目から第3日目、こちら一般質問3日間というふうに想定しておりました。先ほど休憩のときに皆さん御審議いただいたようなんですけれども、この一般質問の人数について1つ目安というか、それを御協議させていただきたいというふうに思います。

一般質問終了後ですが、議案審議を9月13日（月曜日）まで行いまして特別委員会、こちらのほうに付託して分科会設置が同じく9月13日。翌日14日から、付託議案審査ということで分科会に入ります。分科会審査につきましては、9月21日の火曜日までということにしたいというふうに考えております。そして22日、分科会の現地調査、そして連合審査、そして23日はこれがちょっと祝日になっておりまして、休会になります。それで、祝日を挟みまして24日（金曜日）にまとめというふうなスケジュール。そして、土日を挟みまして27日月曜日に分科会報告、並びに特別委員会の審査報告と追加議案等がある予定にもなっておりますので、あとはほかの議案審議も含めてこの審議を行って散会したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 以上でございます。別紙のとおりでございますけれども、まずこの期間と日程についてはこのとおりでよろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。（「よろしいです」の声あり）よろしいですね。では、会議の期間及び日程につきましては9月7日から9月27日の21日間といたしたいと思えます。

日程については以上でございます。

あと一般質問の人数ですね、先ほど休憩時間にもありましたけれども、今回8名でございました。初日はちょっと時間がかかろうかというふうに思いますので、初日3人、あとは2日目4人、最終日3日目が1人ということで、これはどう動くか分かりませんが、中身でございまして。休憩がたくさんあると当然時間延びますし、常に議会については動いているものですから、そこは議長にお任せいたしまして、目安として初日3人、2日目4人、3日目が

1人ということにいたしたいというふうに思います。いかがでしょうか。（「はい」の声あり）では、そのようにお願いいたします。

あと、ただいま事務局のほうから一般質問発言順序ですね、福田淑子議員から鈴木宏通議員までが渡されていますので、よろしくお願いいたします。

次に、5)番でございます。陳情・要請等についてでございます。今回は、お手元に配付されております陳情書等一覧、これは令和4年度についての理科教育設備整備の予算計上ですね。こちらの陳情を出していただきたいというのがあります。いかがでしょうか。これは配付のみといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、配付のみとさせていただきます。

次に、大きな4番のその他に入ります。

資料を皆様にお届けしております。コロナ禍による厳しい……。 （「もう1点について、陳情」「町村会のやつ」「これから」の声あり）

ごめんなさい。その他、ちょっと陳情ということでなくこれ意見書になりますのでその他に、ごめんなさい、やりました。

全国町村議会議長会のほうから、資料のとおり「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出をしてほしい」という依頼がきております。これについて、内容確認をさせていただくために3、4分ほど時間を取りますので、休憩をいたします。

休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

いろいろ意見、各項目について説明もあるんですが、いかがいたしまししょうね、取扱いについて。これはやる、やらないの報告はしなきゃないということでございますので。取り上げられる部分と、ちょっと文章を変える部分というのが出てくるような考えなんですけれども、その辺いかがでしょうか。このままでよろしいかどうか。

分かりました。じゃあ、委員長一任ということでよろしいでしょうか。分かりました。では、検討させていただきます。（「出す方向で」の声あり）出す方向で検討させていただきますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

では次は、実は今度決算審査に入るんですけれどもコロナ対策室、この件についてちょっと

御相談したいんですが、現在令和3年度はコロナ対策室、健康福祉課所管になっております。しかしながら、今回の決算は令和2年度の決算でございます。令和2年度においては、総務課付のコロナ対策室でございます。それで、審査をする所管の委員会、こちらをはっきりさせておかないと駄目かなというふうに思いましたので、どちらの委員会で審査をされたほうがいいのか、御協議をお願いしたいと思います。

ただ単に総務課じゃなくて、決算だから。令和3年の予算については教育、民生で審査しております。ただ令和2年度なので、やはりその総務課所管というところがちょっと引っかかっていますので、どうするかと。副議長。

○副議長（我妻 薫君） コロナ感染症対策にしても商工部分と、産業部分ですかね。あと、衛生部分とあると思うんです。

○委員長（村松秀雄君） やっている、対策している事業が多岐にわたっているという、各課にまたがって、教育委員会だったり何なりね。健康福祉課もそうですし、産業振興課にもあるしいろいろなところに、子ども家庭課もあるということで、大きく取りまとめると総務課なんですよね。というふうには感じるんだけど、これは、皆さんで決めていただければいいんですよ。（「休憩してもらっていいですか」の声あり）

休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時16分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

それでは、従来どおりコロナ云々を1つにまとめないで、各課対応をコロナでもしております。令和2年度の決算については、決算書の所管課のとおり委員会でコロナについても審査をしていただくということで、よろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのように審査のほうお願いいたします。（「そのときに、福祉課の教育、民生のほうの分科会の審査のとき、コロ対が総務と一緒にの日にならないようにだけ」の声あり）

決算審査日程の中で、健康福祉課と今菊地対策室長ですね。この方がダブらない、逆に言えば総務課ですね。総務課と健康福祉課が合わないような日程を組まないといけないということで、今事務局の方からありましたので、各委員長さん、その辺の配慮もお願いしたいというふうに思います。

では各委員長方、そういうことで担当課のほうにぶつからないようにということで、御案内

をお願いいたしたいと思います。

あと、委員長のほうから総務課長さんなりにお話をさせていただいて、各課で調整してくれと。（「今言った総務と健康福祉課」の声あり）そうですね。（「分科会の審査が重ならないように」の声あり）よろしく両委員長さん、お願いいたします。

ちょっと休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

では、次に傍聴の取扱いを御協議お願い申し上げます。局長、説明お願いします。

○事務局長（今野正祐君） それでは、9月会議の傍聴取扱いについて御協議いただきたいというふうに思っております。

御存じのとおり、現在緊急事態宣言が県下に出されております。昨年も同じような危機があったかというふうに思いますが、これまでは10名に制限しておったところですが、今回については傍聴はなしということにしたほうがいいのか、あるいはなしとする上でも例えば報道機関の部分の制限もすべきかどうか、その辺のところちょっと御協議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 傍聴の取扱い、たしか前にも非常事態宣言のときは傍聴者はなしというふうに取り決めをいたしました。現在は、それ以外は10名に絞ってやっております。ただ今回議案の中で、先ほどもちょっと見ましたが議会議員の報酬の改定という部分が出てまいります。やはりこれが大きなところで、この部分に、今までユーチューブは流すんですが、傍聴を入れなくていいのかなという考えもあるので、一番大事な議案です。という考え方もあります。ただ議案はみんな大事ですから、一律でございますので、従来どおりのゼロと、入れないという考え方もあるのかなというふうに思います。これについて皆さんに御協議させていただいて、傍聴の取扱いをどうするかということでございます。

休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時26分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

傍聴の取扱いについては、いかがいたしましょうか。前回の非常事態宣言下におきましては、傍聴はなしということに議運のほうで決めております。今回も、議案については常に大事な議案ばかりでございますので、議案ごとということの差別はしないで、非常事態宣言下であるため傍聴についてはゼロと。「傍聴を許可しない」ということで、張り紙等入口等に記載をして、「駄目です」ということを理解していただくという形にしたいと思っております。いかがでしょうか。（「はい」の声あり）では、そのように傍聴なしということで9月会議を行いたいと思っております。

それでは次、あと2つありますので。特別委員会の中間報告書についてでございます。局長、お願いいたします。

○事務局長（今野正祐君） 本日資料としてお配りしておりますが、先日第1分科会の報告が議会活性化特別委員会のほうで承認されたところでございます。

今9月会議におきましては、特別委員会のほうから本会議のほうでこちらの中間報告を委員長のほうからしていただく流れになります。なお、この中間報告書の後ですけれども、今度は専決処分事項の指定というものを、これ議発で行う必要がございます。こちらのほうも併せて、こちら議発の分につきましては第1分科会委員長が提出者になるかというふうに思いますが、こちらの特別委員会中間報告と合わせて、専決処分事項の指定ということを経済委員会の最終日になるかというふうに思いますが、こちらのほうに入れさせていただきたいというふうに考えておりますので、その辺の御協議よろしく申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 中間報告書、先日特別委員会で御承認されました。これについて本会議で報告するというので、変わった部分第1分科会委員長の前原委員長のほうから報告があるということでございます。委員長だ、ごめん。我妻特別委員長のほうからの議会への報告があるということです。大変失礼しました。

次にまいります。最後の資料、A3版横です。「地方議会議事次第書・書式例における押印を必要とする書式の見直し」についてでございます。局長、説明お願いいたします。

○事務局長（今野正祐君） 資料として、A3版5枚ものでお渡ししております。前の議運のほうで御説明しておりました。今般、押印の廃止ということがございまして、これまで地方議会のほうで使っていた書式例のほうについても見直したほうがいいのではないかとということで、全国議長会のほうから提案があったところでございます。

それで考え方としましては、4つの区分に分かれております。

それですと1ページ目から御説明しますと、現在の議会、それから執行機関以外の外部に対して行う通知類、このように様式20、それから様式109までの約20くらいありますでしょうかね。

主に議長から、これは外部の団体あるいは外部の特定人に対して出す文書につきましては、議長の公印をついているわけですね。これをどうするかという内容の、全国議長会の案につきましては、やはりこれは外部に対しては必要だろう、押印の例示が必要だろうというふうなことになっております。

美里町議会としても、確かにこれは議長名で外部に出す場合に際しては、これは公印は外せないだろうということで、矢印で示しておりますが全国議長会の案どおりにしたいというふうな考えて、このような表示にさせていただきました。

それでちょっと問題になりますのが、2ページ、3ページでございます。これが、議会執行部内部に対して行うものというものがございます。議会内部というのは、例えば議長から委員長、議長から議員、あるいは逆のパターンもあります。あと、執行機関内部というのは、これが役所の中で例えば町長があつたり教育長があつたり、あるいは選挙管理委員会の委員長があつたりということで、これは執行部内部に対して行うものということで、この2ページから3ページにかけては、ちょうど2ページの中段ちょっと下にありますが、様式第45というのがありますが、この45以外につきましては全部押印の例示を廃止したらどうかというのが全国議長会からの提案でございました。

ただ、前回もちょっと「これは執行部ともその辺のところ調整が必要だよ」ね」というお話を差し上げておりましたが、どうもやはり執行部のほうからは例えば町長から議長に対して出すもの、あるいは町長から教育長とか、そういう執行機関内部に出すものについても押印をするというふうな方向性が定まったようでございます。

そうしますと、今回全国議長会のほうでは議長から町長に出すもの等についてまで廃止というふうな提案はあるんですが、片一方町長から来るものは押印があつて、こちらのほう議長から町長に出すものに対しては押印を省くということになりますと、そこら辺の整合が取れなくなるということがございまして、議長から町長に出すもの、あるいは議長から執行機関に出すもの、あるいは代表監査委員に出すもの、選挙管理委員会委員長に出すものとか、執行機関内で出すものについても、こちらは押印の廃止をしないほうがいいんじゃないかということにいたしました。

ここに表示してあるのが、そういう部分につきましては議長会案とは違い、現在どおり押印の表示をしていくと。ただそのほかの、先ほども申し上げましたが議長さんから委員長、議長から議員、あるいは反対の部分も含めてですけれども、そちらの部分につきましては全国議長会の案のとおり廃止にもっていったらどうかというふうな、現在想定でおります。

3 ページ目につきましても、今と同様の区分の内容でございます。

次に、4 ページ目でございます。4 ページ目は、これは「身分・就退・選挙に関するもの」ということでございます。これも見ますと、「議長から当選人」から始まりまして、いろいろと「身分・就退・選挙に関するもの」でございますが、こちらにつきましても全国議長会のほうもこれまでどおり押印の例示は必要だろうというふうな例示でございます。

これにつきましては、美里町の議会としましても全国議長会の案どおり、押印の例示をしていきたいということで考えております。

最後の5 ページでございますが、こちらは5 項目しかございませんが、請願者や公述人等外部から当該議会に通知するものというものがございます。こちらにつきましても、全国議長会のほうでは押印の例示をこれまでどおりしていくということにしておりますので、美里町議会としましてもこれに倣い押印の例示をこれまでどおりしていきたいというふうに考えております。

まず、印鑑の廃止につきましては、今いろいろと手続の簡略化を含めてなっているところがございますが、一応事務局案といたしましては今のように一部内部につきまして限定した議会内部ですね、その部分については廃止したいという意向がありますが、ただどうしても肩書として特別委員会の委員長さん方なんかの名前もありますが、そういうところまで廃止していいのかという議論に行き着くのか、あるいは事務の簡略化含めて事務局でこのように御提示させていただきましてけれども、これでいって差し支えないのか御協議いただきまして、もしあと御協議内容が整いましたら近い全員協議会の中で議員皆様のほうに御説明したいというふうに考えておりますので、御協議のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（村松秀雄君） ただいま局長の説明がありましたとおりでございます。押印を必要とする書式の見直しということで、5 ページほど例が出されております。

ただいまの説明のとおりでよろしいかどうか、御意見をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前 11 時 37 分 休憩

午前 11 時 43 分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

いろいろ、議員間同士の押印の廃止についてということが全てのようにございますので、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）分かりました。

あと、議長のほうについては、説明会を全協を開いていただいて、議員のほうに共通認識を持っていただくというふうにお願いしたいというふうに思います。

すみません、さっき傍聴しましたけれども、緊急事態宣言9月の12日までの予定でございます。これは、コロナ患者発生数によって変わってくるんだらうというふうに予想しているんですが、緊急事態宣言中は傍聴ゼロでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）期間が延びようが、非常事態宣言中であれば傍聴はなしとするという考えでよろしいですね。（「はい」の声あり）じゃあ、そのようにいたします。取りあえずは、12日までと。

その後、緊急事態宣言が解除になったら、前の10人に戻すという考えでよろしいですね。（「はい」の声あり）では、そのように傍聴のほうを取り扱わせていただきます。

ほかございませんか、皆さんのほうからは。千葉委員。

○委員（千葉一男君） 今のでいいんですけれども、「誰が直したか」そういうのをするために訂正印なんていうものを使うことがあるわけですよ。だから印がなくなって、やっぱり「千葉一男。ああ間違ったや、千葉直したい」ということあるでしょう。そういうふうなこともあるんで、訂正印も基本的にはあの役割というものは誰が直したか、後で見て分かるように訂正印というものを使っている。特に登記簿とか公文書なんかは、必ず訂正印でのちゃんとした扱いをしないといかん文書ってあるわけですね。だから訂正印、「千葉一男」と書いて、後で勝手に「千葉」になっていたりさ。そのときに言い逃れというのものもあるから。その辺のことは。

○委員長（村松秀雄君） 今を含めて、今回の押印の廃止の部分についてだけですけれども、これはあくまでも議長から各委員長・議員、逆もあると言いましたけれども、その場合に間違っていたとしますと、内容がね。字句が間違ったり、議員とか議長の名前間違えるということもあり得るものだと思うんですが、その場合間違った文書については新たに文書を再発行という形でやっているんで、そういった文書を訂正するという訂正印という形のものには発生しないかなというふうに、この議員同士だけだよ。

○委員（千葉一男君） 私言っているのは、ほかでのことじゃなくて自分が書いていて「ああ、間違った」とパッと直してね、消して上に書いたりなんかして出すことも場合によってはあるわけですよ。

○委員長（村松秀雄君） 例えば議長に出す文書で、手書きで書いたと。手書きで書いて字句を間違ったから、書き直さない、分かった、分かった。（「正式文書は」「再度提出」の声あり）

千葉さんの言っている意味、よく分かりました。あくまで千葉さん、訂正という文書じゃなくて、議長印・委員長印・議員の名前のところに押す押印をやめましょうというだけなんで、

要するに、文章を訂正するのは当然訂正印というのは押さなきゃないですよ。その辺は、その辺でいいと思います。ただ今回言っているのは、「議長・大橋昭太郎」というところの議長印とか委員長印、議員の個人印ですね、これをしなくてもいいですよという趣旨でございますので。了解です。

○委員（千葉一男君） だとすると、パソコンでたたいた「千葉一男」と自署というのは全然違うのね、意味が。

○委員長（村松秀雄君） ですから、千葉さん。署名と記名という部分の押印、記名という部分の押印をなくすというところで、署名はその署名だけで通じるということになっておるんですね。

○委員（千葉一男君） あれ、サインという言葉で言うものね。結局、考え方として契約書って全部自分で書くから、後から分かる。だけれども、パソコンで書いたら分かんないからね。そういう問題も実はあるから、きちっとしたことをやっていかないと将来にわたればというぐらいの。（「そこまで言及している部分でないからね」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 最終的に将来的な心配しているのは分かるんだけど、了解いたしました。

ほか、ございますでしょうか。（「ありません」の声あり）

なければ、これもちまして議会運営委員会を終了いたしたいと思います。

副委員長、御挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） 長時間にわたりまして、大変御苦労さんでした。

今回の9月会議につきましては、我々任期内の最終的な決算審査でございます。今回は27日までということで、長丁場でございます。内容については、従来どおりの内容かなと思っているわけでございます。

そういうことで、秋の作業も早まりますので、何事も……がないように皆様、その辺御協力をお願いいたしたいと思います。

本日は、大変御苦労さんでした。

午前11時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和3年9月2日

委員 長